

I. 法人の概要

平成25年3月31日現在

1. 設置者・設置学校・学部・学科及び所在地

〔法人名〕 学校法人 大淀学園

〔設立年月日〕 大正11年4月1日

〔理事長名〕 大 村 昌 弘

〔法人の位置〕 〒880-0931 宮崎市古城町丸尾100番地

〔設置学校・学部・学科等〕

宮崎産業経営大学

法学部 ・ 経営学部

〒880-0931 宮崎市古城町丸尾100番地

学長 大 村 昌 弘

鵬翔高等学校

特進英数科 ・ 英数科 ・ 暮らしの科学科 ・ システム工学科 ・ 看護科

看護専攻科

〒880-0916 宮崎市恒久4336番地

校長 佐 々 木 逸 夫

鵬翔中学校

〒880-0916 宮崎市恒久4336番地

校長 佐 々 木 逸 夫

2. 建学の精神、設置の目的について

〔建学の精神〕

「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」

ここに「実学の尊重」といわず、あえて「実学の精神」を謳うのは、世知という意味での実学にとどまらず、学問を通じて人格の向上に努め、豊かな人間性と自在の精神を育て、先見性と創造性をもった有為な青年を育成することである。

〔学園の目的〕

この法人は、教育基本法、学校教育法に基づき、実学の精神を尊重して、教育事業を行い、新しい時代にふさわしい人材を育成することを目的とする。（大淀学園寄附行為第3条）

〔大学の目的〕

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。（宮崎産業経営大学 学則第1条）

〔高校の目的〕

本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等学校教育を施することを目的とする。（鵬翔高等学校学則 第1条）

〔中学の目的〕

本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、小学校における教育の基礎の上に中等教育を施することを目的とする。（鵬翔中学校学則 第1条）